

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百八号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和六年六月一日から適用する。

令和六年五月三十一日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 削除</p> <p>四〇十二 (略)</p> <p>十三 削除</p> <p>十四〇五十二 (略)</p> <p>五十三 脂肪組織由来の多系統前駆細胞を用いた歯周組織再生療法 法 重度歯周炎(従来の歯周組織再生療法ではその治療に係る効果が認められないものに限る。)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 全身性エリテマトーデスに対する初回副腎皮質ホルモン治療におけるクロピドグレル硫酸塩、ピタバスタチンカルシウム及びトコフェロール酢酸エステル併用投与の大腿骨頭壊死発症抑制療法 全身性エリテマトーデス(初回の副腎皮質ホルモン治療を行っている者に係るものに限る。)</p> <p>四〇十二 (略)</p> <p>十三 TRPV2阻害薬経口投与療法 心不全(十三歳以上の患者に係るものであつて、筋ジストロフィーによるものに限る。)</p> <p>十四〇五十二 (略) (新設)</p>